

令和 7 年度地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会について

1 評価委員会の概要

県の附属機関として「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」設置
(地方独立行政法人法(以下「法」という)第11条)

【主な事務】

○ 以下に対し、意見を述べること

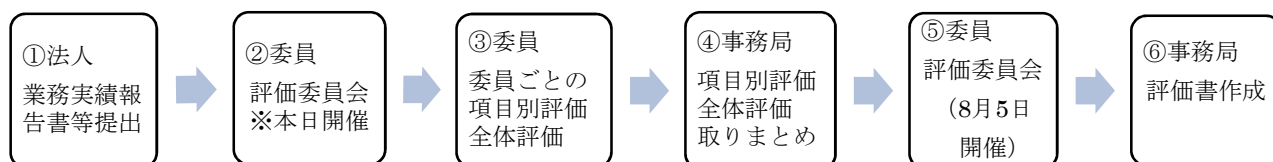
中期目標策定、中期計画策定、中期目標期間の暫定評価、中期目標の変更、前年度業務実績評価、前年度財務諸表、不要財産の県への納付、重要な財産の処分に関する知事の認可、役員報酬等の支給基準

2 諮問

項 目	内 容	提出様式	根拠法令
業務実績評価	令和6年度の業務実績評価及び財務諸表について意見する。	様式1 様式2	法第28条第1項第1号 条例第2条第2号・第3号
暫定評価	暫定評価期間(R4～R6)の業務実績評価について意見する。	様式1 様式3	法第28条第4項
中期目標期間終了時の検討	法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる事項の検討に当たり意見する。	様式4	法第30条第2項

評価結果については、法人に対して通知し公表するとともに、県議会(9月開会)に報告します。
(法第28条第5項)

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が中期計画等に掲げた各項目の達成状況を検証し、S～Dの項目別自己評価を行います。

(※法人の項目別評価方法については、「③委員ごとの項目別評価、全体評価及び検討事項への意見〔委員〕」の【項目別評価】と同様)

②7月4日の評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

③委員ごとの項目別評価、全体評価及び検討事項への意見〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、事務局が作成した項目別評価シート(別添4)の各項目について、各委員がS～Dの項目別評価を行うとともに、令和6年度実績全体評価シート(別添5)及び暫定期間実績全体評価シート(別添6)により記述式で全体評価を行います。

また、中期目標期間終了時の検討シート(別添7)により、意見を記述式で御記載願います。

④項目別評価、全体評価及び検討事項への意見取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価、全体評価及び検討事項への意見を取りまとめます。

⑤ 8月5日の評価委員会

④の取りまとめ結果を基に、事業年度評価書（案）及び暫定期間評価書（案）の最終検討を行います。（※中期目標期間終了時の検討の結果は、暫定期間評価書（案）の中に記載いたします。）

⑥評価書作成〔事務局〕

評価委員会の結果を基に、事業年度評価書及び暫定期間評価書を作成します。

【項目別評価】

評価	評価項目	判定基準
S	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる	○定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ○定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし
A	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる	○定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる	○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く）
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する	○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く）
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める	○定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合 ○定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

【全体評価】

	評価の観点	留意点
イ	法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。	○周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか ○患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の育成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか
ロ	地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の観点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。	○県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか ○目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか ○法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

3 次期中期目標・計画について

次期中期目標については、10月に御審議いただき、県議会に上程します。（法第25条第3項）

次期中期計画については、1月に御審議いただきます。（条例第2条第1号）

4 具体的スケジュール

日 付	内 容
7月4日（金） 14:00-15:00	令和6年度業務実績等について 暫定評価期間（令和4年度から令和6年度）業務実績等について
8月5日（火） 18:00-19:00	令和6年度業務実績等に関する評価について 暫定評価期間（令和4年度から令和6年度）業務実績等に関する評価について
10月中旬 （予定）	地方独立行政法人宮城県立こども病院の次期中期目標（案）について
1月中旬 （予定）	地方独立行政法人宮城県立こども病院の次期中期計画（案）について

5 提出書類等について

本日の評価委員会終了後に、各委員の意見を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【提出書類】

- 様式1「項目別評価シート」（別添4）
- 様式2「全体評価シート（令和6年度実績）」（別添5）
- 様式3「全体評価シート（暫定期間実績）」（別添6）
- 様式4「中期目標期間終了時の検討シート」（別添7）

【提出期限】

令和7年7月15日（火）まで

【提出先】

事務局（宮城県保健福祉部県立病院再編室）宛てメールにて提出願います。

なお、様式のデータは委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail : byouinj@pref.miyagi.lg.jp